

様式第8の5

第一種相続認定個人事業者に係る認定申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

郵便番号
住所
電話番号
氏名

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則(以下「施行規則」という。)第6条第16項第8号の事由に係るものに限る。)を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 個人事業承継計画の確認について

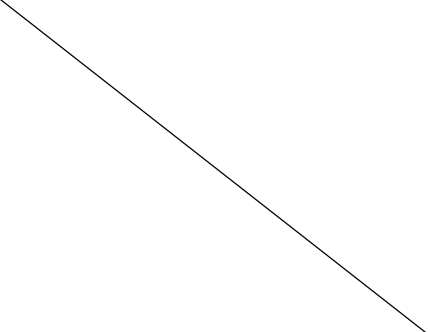
施行規則第17条第1項第3号の確認(施行規則第18条第7項又は第8項の変更の確認をした場合には変更後の確認)に係る確認事項	確認の有無		☐ 有 ☐ 無(本申請と併せて提出)
	「有」の場合	確認の年月日及び番号	年 月 日(号)
		先代事業者の氏名	
		個人事業後継者の氏名	

2 第一種相続認定を受けようとする事業について

相続開始時の常時使用する従業員の数	人	主たる事業内容	
-------------------	---	---------	--

3 被相続人及び第一種相続認定申請個人事業者について

相続開始日		年 月 日
第一種相続申請基準日		年 月 日
相続税申告期限		年 月 日
被相続人	氏名	
	最後の住所	
	相続の開始の時の年齢	
	相続開始日の属する年、その前年及びその前々年における青色申告書の提出の有無	☐ 有 ☐ 無
	氏名	
	住所	
	相続開始日における年齢	

第一種相 続認定申 請個人事 業者	相続時における被相続人との関係	☐ 直系卑属 ☐ 直系卑属以外の親族 ☐ 親族外
	開業の届出書の提出の有無	☐ 有 (年 月 日提出) ☐ 無
	相続の直前における当該特定事業用資産に係る事業又はこれと同種若しくは類似の事業への従事の有無	☐ 有 (年 月 日から従事) ☐ 無
	青色申告の承認の申請書の提出の有無	☐ 有 (年 月 日提出) ☐ 無
	下記の事項についての認定経営革新等支援機関の確認の有無	☐ 有 (年 月 日確認) ☐ 無
	被相続人が営んでいたその事業に係る特定事業用資産の全て(*1)を相続又は遺贈により取得していること	
	第一種相続申請基準日まで、(*1)のうち租税特別措置法70条の6の10第1項の適用を受けようとする特定事業用資産の全部を有し、かつ自己の事業の用に供している又は供する見込みであること	

(備考)

- ① 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- ② 申請書の写し(別紙を含む)及び施行規則第7条第10項各号に掲げる書類を添付する。
- ③ 「施行規則第17条第1項第3号の確認(施行規則第18条第7項又は第8項の変更の確認をした場合には変更後の確認)に係る確認事項」については、当該確認を受けていない場合には、本申請と併せて施行規則第17条第4項に定める書類を添付する。また、施行規則第18条第7項又は第8項に定める変更をし、当該変更後の確認を受けていない場合には、本申請と併せて同条第9項の規定により読み替えられた施行規則第17条第4項に定める書類を添付する。

(別紙)

先代事業者の特定個人事業資産等について

先代事業者の相続発生年の前年における特定個人事業資産等に係る明細表					
種別		内容	利用状況	帳簿価額	運用収入
有価証券				(1) 円	(10) 円
不動産	現に自ら使用しているもの			(2) 円	(11) 円
	現に自ら使用していないもの			(3) 円	(12) 円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	販売することを目的として有するもの			(4) 円	(13) 円
	販売することを目的としない有するもの			(5) 円	(14) 円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	販売することを目的として有するもの			(6) 円	(15) 円
	販売することを目的としない有するもの			(7) 円	(16) 円
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産			(8) 円	(17) 円
	先代事業者及び特別関係者(施行規則第1条第30項に掲げる者をいう。)に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産			(9) 円	(18) 円
特定個人事業資産の帳簿価額の合計額	$(19) = (1) + (3) + (5) + (7) + (8) + (9)$ 円		特定個人事業資産の運用収入の合計額	$(21) = (10) + (12) + (14) + (16) + (17) + (18)$ 円	
資産の帳簿価額の総額	(20) 円		総収入金額	(22) 円	
特定個人事業資産の帳簿価額等の合計額が資産の帳簿価額等の総額に対する割合	$(23) = (19) \div (20)$ %		特定個人事業資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合	$(24) = (21) \div (22)$ %	

やむを得ない事由により資産保有型事業又は資産運用型事業に該当した場合

該当した日	年 月 日
その事由	
解消見込時期	年 月頃

(記載要領)

- ① 単位が「%」の欄は小数点第1位までの値を記載する。
- ② 「先代事業者の相続発生年の前年における特定個人事業資産等に係る明細表」については、被相続人が営んでいた特定事業用資産に係る事業の相続発生年の前年における青色申告書の貸借対照表に計上されていた資産の金額を記載する。
- ③ 「特定個人事業資産」又は「運用収入」については、該当するものが複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。
- ④ 申請者が施行規則第6条第17項に該当する場合には、「相続開始」を「贈与」と、「相続の直前における当該特定事業用資産に係る事業又はこれと同種の事業への従事の有無」を「贈与の直前における当該特定事業用資産に係る事業又はこれと同種の事業への従事の有無」と読み替える。
- ⑤ 「やむを得ない事由により資産保有型事業又は資産運用型事業に該当した場合」については、その該当した日、その理由及び解消見込時期を記載する。